

通所リハビリテーション（介護老人保健施設） 通常規模事業所

基本料金	介護保険 1割負担	食 費	1日の目安
要介護1	823 円	770 円	1,593 円
要介護2	969 円	770 円	1,739 円
要介護3	1,110 円	770 円	1,880 円
要介護4	1,279 円	770 円	2,049 円
要介護5	1,444 円	770 円	2,214 円

\*基本料金には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）24円、リハビリテーション提供体制加算27円が含まれています。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）		
入浴介助加算（Ⅰ）	44 円	入浴介助を行った場合
入浴介助加算（Ⅱ）	66 円	居宅環境を踏まえた入浴介助を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算（A） イ	610 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、月1回算定
	262 円 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（A） ロ	646 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者又はその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、また、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、月1回算定
	297 円 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（B） イ	903 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に医師が説明した場合月1回算定
	555 円 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（B） ロ	939 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に医師が説明した場合、また、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、月1回算定
	591 円 （6月超）	
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	120 円	集中的にリハビリテーションを実施した場合（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算（Ⅰ）	262 円	認知症の方に週2日を限度としてリハビリテーションを実施し（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算（Ⅱ）	2089 円	認知症の方に週4日以上リハビリテーションを実施し（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施し、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合に月1回算定
若年性認知症利用者 受入加算	66 円	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合に月1回算定
口腔・栄養スクリーニング加算 （Ⅰ）	22 円	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合

口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	6 円	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーへ提供した場合
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	164 円	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施した場合
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	174 円	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施し、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
重度療養管理加算 (要介護3、4、5)	109 円	特定の状態に対し、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行う場合
中重度者ケア体制加算	22 円	通所リハビリテーションの提供時間帯を通じて看護職員を1人以上確保している場合
生活行為向上 リハビリテーション実施加算 (開始日から6月以内)	1360 円	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	44 円	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
送迎減算	-51 円	事業所が送迎を行わない場合、減算 (片道)
介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ)		介護報酬総単位数 (基本サービス費+各種加算減算 (介護職員等特定処遇改善加算除く)) × サービス別加算率 (4.7%)
介護職員等 特定処遇改善加算 (Ⅰ)		介護報酬総単位数 (基本サービス費+各種加算減算 (介護職員等特定処遇改善加算除く)) × サービス別加算率 (2.0%)

その他の利用料 (介護保険給付外サービス)			
教養娯楽費	(1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙オムツ代	(1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ

通所リハビリテーション（介護老人保健施設） 通常規模事業所

基本料金	介護保険 2割負担	食 費	1日の目安
要介護1	1,645 円	770 円	2,415 円
要介護2	1,937 円	770 円	2,707 円
要介護3	2,220 円	770 円	2,990 円
要介護4	2,557 円	770 円	3,327 円
要介護5	2,888 円	770 円	3,658 円

\*基本料金には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）48円、リハビリテーション提供体制加算53円が含まれています。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）		
入浴介助加算（Ⅰ）	87 円	入浴介助を行った場合
入浴介助加算（Ⅱ）	131 円	居宅環境を踏まえた入浴介助を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算（A） イ	1219 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、月1回算定
	523 円 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（A） ロ	1291 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者又はその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、また、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、月1回算定
	594 円 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（B） イ	1806 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に医師が説明した場合月1回算定
	1110 円 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（B） ロ	1878 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に医師が説明した場合、また、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、月1回算定
	1182 円 （6月超）	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	240 円	集中的にリハビリテーションを実施した場合（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	523 円	認知症の方に週2日を限度としてリハビリテーションを実施し（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	4178 円	認知症の方に週4日以上リハビリテーションを実施し（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施し、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合に月1回算定
若年性認知症利用者受入加算	131 円	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合に月1回算定
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	44 円	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合

口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	11 円	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーへ提供した場合
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	327 円	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施した場合
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	348 円	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施し、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
重度療養管理加算 (要介護3、4、5)	218 円	特定の状態に対し、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行う場合
中重度者ケア体制加算	44 円	通所リハビリテーションの提供時間帯を通じて看護職員を1人以上確保している場合
生活行為向上 リハビリテーション実施加算 (開始日から6月以内)	2720 円	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	87 円	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
送迎減算	-102 円	事業所が送迎を行わない場合、減算 (片道)
介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ)		介護報酬総単位数 (基本サービス費+各種加算減算 (介護職員等特定処遇改善加算除く)) × サービス別加算率 (4.7%)
介護職員等 特定処遇改善加算 (Ⅰ)		介護報酬総単位数 (基本サービス費+各種加算減算 (介護職員等特定処遇改善加算除く)) × サービス別加算率 (2.0%)

その他の利用料 (介護保険給付外サービス)			
教養娯楽費	(1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙おむつ代	(1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ

通所リハビリテーション（介護老人保健施設） 通常規模事業所

基本料金	介護保険 3割負担	食 費	1日の目安
要介護1	2,468 円	770 円	3,238 円
要介護2	2,905 円	770 円	3,675 円
要介護3	3,330 円	770 円	4,100 円
要介護4	3,836 円	770 円	4,606 円
要介護5	4,332 円	770 円	5,102 円

\*基本料金には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）72円、リハビリテーション提供体制加算79円が含まれています。

介護保険適用分 加算料金（利用状況に応じて別途加算のかかるもの）		
入浴介助加算（Ⅰ）	131 円	入浴介助を行った場合
入浴介助加算（Ⅱ）	196 円	居宅環境を踏まえた入浴介助を行った場合
リハビリテーションマネジメント加算（A） イ	1828 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、月1回算定
	784 円 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（A） ロ	1936 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者又はその家族に理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合、また、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、月1回算定
	891 円 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（B） イ	2709 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に医師が説明した場合月1回算定
	1665 円 （6月超）	
リハビリテーションマネジメント加算（B） ロ	2817 円 （6月以内）	リハビリテーション計画を利用者またはその家族に医師が説明した場合、また、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、月1回算定
	1773 円 （6月超）	
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	359 円	集中的にリハビリテーションを実施した場合（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算（Ⅰ）	784 円	認知症の方に週2日を限度としてリハビリテーションを実施し（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算（Ⅱ）	6267 円	認知症の方に週4日以上リハビリテーションを実施し（退院・退所後又は認定日3ヶ月内）リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施し、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合に月1回算定
若年性認知症利用者 受入加算	196 円	若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合に月1回算定
口腔・栄養スクリーニング加算 （Ⅰ）	66 円	利用開始時および利用中6月ごとに、利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を担当ケアマネジャーに提供した場合

口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	17 円	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当ケアマネジャーへ提供した場合
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	490 円	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施した場合
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	522 円	口腔機能改善のための計画に基づくサービスを実施し、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
重度療養管理加算 (要介護3、4、5)	327 円	特定の状態に対し、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行う場合
中重度者ケア体制加算	66 円	通所リハビリテーションの提供時間帯を通じて看護職員を1人以上確保している場合
生活行為向上 リハビリテーション実施加算 (開始日から6月以内)	4080 円	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めてリハビリテーションを提供すること
科学的介護推進体制加算	131 円	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。
送迎減算	-153 円	事業所が送迎を行わない場合、減算 (片道)
介護職員 処遇改善加算 (Ⅰ)		介護報酬総単位数 (基本サービス費+各種加算減算 (介護職員等特定処遇改善加算除く)) × サービス別加算率 (4.7%)
介護職員等 特定処遇改善加算 (Ⅰ)		介護報酬総単位数 (基本サービス費+各種加算減算 (介護職員等特定処遇改善加算除く)) × サービス別加算率 (2.0%)

その他の利用料 (介護保険給付外サービス)			
教養娯楽費	(1回)	実費	クラブ活動材料費、レクリエーション材料費
特別行事費	(1回)	実費	特別な行事にかかる費用
紙オムツ代	(1枚)	実費	パンツタイプ、フラットタイプ 各S、M、L、LLサイズ